

京都市南岩本公園における「飲食物その他の物品の販売若しくは陳列に係る行為」の許可基準

京都市南岩本公園条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づく「飲食物その他の物品の販売若しくは陳列に係る行為」の許可に係る基準は、下記のとおりである。

なお、条例第3条の規定に基づく京都市都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為についての行為許可基準は、「京都市の都市公園における行為許可基準」を適用する。

記

1 審査基準

- (1) 他の公園利用者の通常の公園利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 公園施設を破損し、又は汚損するおそれがないこと。
- (3) 騒音等により公園の静けさを損なわないこと。
- (4) 事故が発生するおそれがないこと。
- (5) 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けるおそれがないこと。
- (6) 公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- (7) 公共の福祉、公序良俗等に反するものでないこと。
- (8) 飲食物その他の物品の内容、種類及び価格が都市公園内での販売として不適當な内容でないこと。

2 受付期間

随時、申請を受け付け、使用日時が重なる申請があった場合は、受付順位により決定するものとする。

3 標準処理期間

申請があった日の翌日（土日祝日及び年末年始を除く）から起算して14日とする。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

4 その他

この基準の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅政策担当局長が定める。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。